

平成 27 年度 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等
に関する法律に基づく対応状況等に関する調査結果

目 次

調査の概要	1
調査結果	
1. 養介護施設従事者等による高齢者虐待についての対応状況等	
1-1 市町村における対応状況等	
(1) 相談・通報対応件数	2
(2) 相談・通報者	2
(3) 事実確認の状況	3
(4) 虐待の発生要因	4
(5) 過去の指導等	4
(6) 都道府県への報告	4
1-2 都道府県における対応状況等	
(1) 市町村から都道府県へ報告があった事例	5
(2) 都道府県が直接把握した事例	5
1-3 虐待の事実が認められた事例について	
(1) 虐待の事実が認められた事例の件数	6
(2) 施設・事業所の種別	6
(3) 虐待の内容	7
(4) 被虐待高齢者の状況	9
(5) 虐待を行った養介護施設従事者等の状況	10
(6) 虐待の事実が認められた事例への対応状況	11
2. 養護者による高齢者虐待についての対応状況等	
(1) 相談・通報対応件数	13
(2) 相談・通報者	13
(3) 事実確認の状況	14
(4) 事実確認調査の結果	14
(5) 虐待の発生要因	15
(6) 虐待の内容	16
(7) 被虐待高齢者の状況	17
(8) 虐待を行った養護者（虐待者）の状況	20
(9) 虐待の事実が認められた事例への対応状況	21
(10) 虐待等による死亡事例	22
3. 市町村における高齢者虐待防止対応のための体制整備等について	23
4. クロス集計等分析結果表等	25-34

調査の概要

【調査目的】

平成 27 年度における養護者及び養介護施設従事者等による高齢者虐待への対応状況等を把握することにより、より効果的な施策の検討を行うための基礎資料を得ることを目的とする。

【調査方法】

全国 1,741 市町村(特別区を含む。)及び 47 都道府県を対象に、平成 27 年度中に新たに相談・通報があった高齢者虐待に関する事例、及び平成 26 年度に相談・通報があり、平成 27 年度において事実確認や対応を行った事例について、主として以下の項目の質問で構成されるアンケートを行った。

1. 養介護施設従事者等による高齢者虐待
 - (1) 相談・通報対応件数及び相談・通報者
 - (2) 事実確認の状況と結果
 - (3) 虐待があった施設等の種別、虐待の種別・類型、被虐待高齢者の状況、行政の対応等
2. 養護者による高齢者虐待
 - (1) 相談・通報対応件数及び相談・通報者
 - (2) 事実確認の状況と結果
 - (3) 虐待の種別・類型
 - (4) 被虐待高齢者の状況
 - (5) 虐待への対応策
3. 高齢者虐待対応に関する体制整備の状況
4. 虐待等による死亡事例の状況

「3 高齢者虐待対応に関する体制整備の状況」において、今年度新たに調査項目を4グループ(「広報・普及啓発」「ネットワーク構築」「行政機関連携」「相談・支援」)に分類し、その実施状況について把握した。(24 ページ)

【用語解説】

「養介護施設従事者等」とは

- ・「養介護施設」又は「養介護事業」の業務に従事する者

「養介護施設」とは

- ・老人福祉法に規定される老人福祉施設(地域密着型施設も含む)、有料老人ホーム
- ・介護保険法に規定される介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、地域包括支援センター

「養介護事業」とは

- ・老人福祉法に規定される老人居宅生活支援事業
- ・介護保険法に規定される居宅サービス事業、地域密着型サービス事業、居宅介護支援事業、介護予防サービス事業、地域密着型介護予防サービス事業、介護予防支援事業

「養護者」とは

「高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事者等以外のもの」であり、高齢者の世話をしている家族、親族、同居人等が該当する。

【留意事項】

割合(%)は四捨五入しているので、内訳の合計が 100%に合わない場合がある。

調査結果

1. 養介護施設従事者等による高齢者虐待についての対応状況等

1-1 市町村における対応状況等

(1) 相談・通報対応件数(表 1、表 2)

平成 27 年度、全国の 1,741 市町村(特別区を含む。)で受け付けた養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する相談・通報件数は、1,640 件であった。平成 26 年度は 1,120 件であり、520 件(46.4%)増加した。

表 1 相談・通報件数

	27 年度	26 年度	増減
件数	1,640	1,120	520(46.4%)

表 2 都道府県別にみた養介護施設従事者等による虐待に関する市町村への通報件数(平成 27 年度内)

北海道	67	東京都	109	滋賀県	26	香川県	17
青森県	18	神奈川県	98	京都府	33	愛媛県	17
岩手県	8	新潟県	40	大阪府	222	高知県	13
宮城県	18	富山県	17	兵庫県	148	福岡県	64
秋田県	7	石川県	4	奈良県	14	佐賀県	14
山形県	18	福井県	9	和歌山県	18	長崎県	16
福島県	20	山梨県	10	鳥取県	17	熊本県	20
茨城県	27	長野県	26	島根県	15	大分県	22
栃木県	14	岐阜県	12	岡山県	25	宮崎県	19
群馬県	15	静岡県	36	広島県	33	鹿児島県	24
埼玉県	62	愛知県	83	山口県	15	沖縄県	20
千葉県	62	三重県	44	徳島県	4	合計	1,640

(2) 相談・通報者(表 3)

相談・通報者の内訳は、相談通報者の合計 1,922 人に対して、「当該施設職員」が 21.9%と最も多く、次いで「家族・親族」が 20.0%、「当該施設管理者等」が 11.7%、「当該施設元職員」が 10.0%であった。なお、「本人による届出」は 2.4%であった。

※ 1 件の事例に対し複数の者から相談・通報があった場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計人数は相談・通報件数 1,640 件と一致しない。

表 3 相談・通報者内訳(複数回答)

	本人による届出	家族・親族	当該施設職員	当該施設元職員	当該施設管理者等	(医師を含む) 医療機関従事者	介護支援専門員	介護相談員
人数	46	385	420	193	225	49	84	13
割合(%)	2.4	20.0	21.9	10.0	11.7	2.5	4.4	0.7

(続き)

	地域包括支援センター職員	社会福祉協議会職員	国民健康保健団体連合会	都道府県	警察	その他	不明(匿名を含む)	合計
人数	52	7	9	50	35	226	128	1,922
割合(%)	2.7	0.4	0.5	2.6	1.8	11.8	6.7	100.0

(3) 事実確認の状況(表 4～表 6)

平成 27 年度において「事実確認調査を行った事例」は 1,522 件、「事実確認調査を行わなかった事例」は 187 件であった。「事実確認調査を行った事例」のうち、虐待の「事実が認められた事例」が 402 件、虐待の「事実が認められなかった事例」が 629 件、虐待の「判断に至らなかった事例」が 491 件であった。

一方、事実確認調査を行わなかった事例の 187 件について、その理由は、相談・通報を受理した段階で、明らかに「虐待ではなく、調査不要と判断した事例」が 46 件、後日、「調査を予定している又は検討中の事例」が 41 件、「都道府県へ調査を依頼」が 2 件、「その他」が 98 件であった。

なお、相談・通報の受理から事実確認開始までの期間の中央値は、回答のあった 985 件では 6 日であり、相談・通報の受理から虐待確認までの期間の中央値は、回答のあった 249 件では 12 日であった。

表 4 相談・通報に関する事実確認の状況

	件数	割合(%)	
		(うち平成 27 年度内に通報・相談)	(うち平成 26 年度以前に通報・相談)
事実確認調査を行った事例	1,522	(1,456)	(66)
虐待の事実が認められた事例	402	(371)	(31)
虐待の事実が認められなかった事例	629	(613)	(16)
判断に至らなかった事例	491	(472)	(19)
事実確認調査を行わなかった事例	187	(184)	(3)
虐待ではなく調査不要と判断した事例	46	(46)	(0)
調査を予定している又は検討中の事例	41	(41)	(0)
都道府県へ調査を依頼した事例	2	(2)	(0)
その他	98	(95)	(3)
合 計	1,709	(1,640)	(69)
			100.0

表 5 相談・通報の受理から事実確認開始までの期間

	0 日	1 日	2 日	3～6 日	7～13 日	14～20 日	21～27 日	28 日以上	合計
件数	331	157	80	239	221	126	103	265	1,522

中央値 6 日

表 6 相談・通報の受理から虐待確認までの期間

	0 日	1 日	2 日	3～6 日	7～13 日	14～20 日	21～27 日	28 日以上	合計
件数	63	32	14	31	56	28	30	148	402

中央値 14 日

(4) 虐待の発生要因(表 7)

虐待の発生要因として最も多かったのは「教育・知識・介護技術等に関する問題」で、次いで「職員のストレスや感情コントロールの問題」、「虐待を行った職員の性格や資質の問題」であった。

表 7 虐待の発生要因(複数回答)

内容	件数	割合(%)
教育・知識・介護技術等に関する問題	246	65.6
職員のストレスや感情コントロールの問題	101	26.9
虐待を行った職員の性格や資質の問題	38	10.1
倫理感や理念の欠如	29	7.7
人員不足や人員配置の問題及び関連する多忙さ	29	7.7
虐待を助長する組織風土や職員間の関係性の悪さ	22	5.9
その他	8	2.1

(注)回答のあった 375 件の事例を集計。

(5) 過去の指導等(表 8)

虐待があった施設・事業所のうち、およそ 1 割が過去に何らかの指導等を受けていた。過去にも虐待事例が発生していたケースが 28 件あった。

表 8 当該施設等への過去の指導等の有無

		件数	割合(%)
なし・不明		286	70.1
あり		122	29.9
(複数回答)	虐待歴あり	(28)	(23.0)
	過去に虐待に関する通報等対応あり	(6)	(4.9)
	苦情対応あり	(24)	(19.7)
	事故報告あり	(8)	(6.6)
	指導あり	(47)	(38.5)
	その他	(19)	(15.6)
合計		408	100.0

(6) 都道府県への報告(表 9)

養介護施設従事者等による高齢者虐待に関して、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(以下「法」という。)第 22 条及び同法施行規則第 1 条の規定により、通報又は届出を受けた市町村は、当該通報又は届出に係る事実確認を行った結果、養介護施設従事者等による高齢者虐待の事実が認められた場合、又は更に都道府県と共同して事実の確認を行う必要が生じた場合に、当該養介護施設等の所在地の都道府県へ報告しなければならないこととされている。

事実確認を行った事例 1,522 件のうち、413 件の事例について市町村から都道府県へ報告があった。報告の理由は、「虐待の事実が認められた」が 402 件、「都道府県と共同して事実の確認を行う必要がある」が 13 件であった。

表 9 養介護施設従事者等による虐待に関する市町村から都道府県への報告

市町村から都道府県への報告	413 件
虐待の事実が認められた	402 件
都道府県と共同して事実の確認を行う必要がある（表 10）	11 件

1-2 都道府県における対応状況等

（1）市町村から都道府県へ報告があった事例（表 10）

市町村から「都道府県と共同して事実の確認を行う必要がある」と報告があった事例 11 件について事実確認調査をした結果、「虐待ではないと判断した事例」が 2 件、「虐待の判断に至らなかった事例」が 9 件であった。

表 10 市町村から報告された事例への都道府県の対応

都道府県と共同して事実の確認を行う必要がある事例	11 件
虐待の事実が認められた事例	0 件
虐待ではないと判断した事例	2 件
虐待の判断に至らなかった事例	9 件
後日調査予定、又は調査の可否を検討中の事例	0 件

（2）都道府県が直接把握した事例（表 11）

市町村から報告があったもの以外に、都道府県が直接、相談・通報を受け付けた事例が 13 件あり、都道府県が事実確認を行った結果、「虐待の事実が認められた事例」が 6 件、「虐待ではないと判断した事例」が 1 件、「虐待の判断に至らなかった事例」が 6 件であった。

表 11 都道府県が直接、相談・通報を受け付けた事例における事実確認状況及びその結果

都道府県が直接、相談・通報を受け付けた事例	13 件
事実確認により虐待の事実が認められた事例	6 件
事実確認により虐待ではないと判断した事例	1 件
事実確認を行ったが、虐待の判断に至らなかった事例	6 件
後日、事実確認調査を予定している又は可否を検討中の事例	0 件
事実確認を行わなかった事例	0 件

1-3 虐待の事実が認められた事例について

(1) 虐待の事実が認められた事例の件数(表 12、表 13)

虐待の事実が認められた事例は、市町村から都道府県へ報告があった事例が 402 件(表 9)、都道府県が直接把握した事例が 6 件(表 11)であり、これらを合わせた総数は 408 件であった(表 12)。これを都道府県別にみると表 13 のとおりである。

表 12 虐待の事実が認められた事例件数

区分	市町村から都道府県 へ報告があった事例	都道府県と共同して事 実確認を行った事例	都道府県が直接把握し た事例	合計
27 年度	402	0	6	408
26 年度	294	3	3	300
増減	108(36.7%)	△3(皆減)	3(100.0%)	108(36.0%)

表 13 都道府県別にみた養介護施設従事者等による虐待の事実が認められた事例の件数(平成 27 年度内)

北海道	14	東京都	26	滋賀県	9	香川県	6
青森県	7	神奈川県	29	京都府	9	愛媛県	5
岩手県	3	新潟県	10	大阪府	33	高知県	5
宮城県	4	富山県	3	兵庫県	24	福岡県	30
秋田県	2	石川県	5	奈良県	3	佐賀県	6
山形県	4	福井県	3	和歌山県	4	長崎県	6
福島県	5	山梨県	2	鳥取県	5	熊本県	7
茨城県	5	長野県	3	島根県	4	大分県	3
栃木県	2	岐阜県	3	岡山県	11	宮崎県	4
群馬県	1	静岡県	9	広島県	18	鹿児島県	7
埼玉県	19	愛知県	24	山口県	4	沖縄県	4
千葉県	11	三重県	7	徳島県	0	合計	408

以下、虐待の事実が認められた 408 件の事例を対象に、施設・事業所の種別、虐待の種別、虐待を受けた高齢者及び虐待を行った養介護施設従事者等の状況等について集計を行った。

(2) 施設・事業所の種別(表 14)

「特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設)」が 30.6%と最も多く、次いで「有料老人ホーム」が 20.9%、「認知症対応型共同生活介護(グループホーム)」が 15.9%、「介護老人保健施設」が 9.1%の順であった。

表 14 当該施設・事業所の種別

	特別 養護老人 ホーム	介護老人保健 施設	介護療養型医療施 設	認知症対応型 共同生活介護	有料老人ホーム	(内訳)		小規模多機能型 居宅介護等
						住宅型	介護付き	
件数	125	37	6	65	85	(39)	(46)	7
割合(%)	30.6	9.1	1.5	15.9	20.9	(9.6)	(11.3)	1.7

(続き)

	軽費老人ホーム	養護老人ホーム	短期入所施設	訪問介護等	通所介護等	居宅介護支援等	その他	合計
件数	3	5	19	25	24	2	5	408
割合(%)	0.7	1.2	4.7	6.1	5.9	0.5	1.2	100.0

(3) 虐待の内容

虐待の内容について、被虐待高齢者が特定できなかった 22 件を除く 386 件の事例を対象に集計を行った。なお、1 件の事例に対し被虐待高齢者が複数の場合があるため、386 件の事例に対し被虐待高齢者の総数は 778 人であった。

ア. 虐待の種別(表 15)

虐待の種別(複数回答(※1))は、「身体的虐待」が 61.4%と最も多く、次いで「心理的虐待」が 27.6%、「介護等放棄」が 12.9%、「経済的虐待」が 12.0%であった。

※1 1人の被虐待高齢者に対し複数の種別がある場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計人数は被虐待高齢者の総数 778 人と一致しない。

表 15 虐待の種別(複数回答)

	身体的虐待	介護等放棄	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待
人数	478	100	215	19	93
割合(%)	61.4	12.9	27.6	2.4	12.0

(注)割合は、被虐待高齢者が特定できなかった 22 件を除く 386 件における被虐待者の総数 778 人に対するもの。以降の表も同様。

(参考)

	身体的虐待	介護等放棄	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待
人数	392	65	215	19	33
割合(%)	64.4	10.7	35.3	3.1	5.4

(注)施設において被虐待者が 10 人以上である 5 事例の被虐待者 169 人を除いた 609 人に対するもの。

【参考】虐待の具体的内容(主なもの)

種別	内容
身体的虐待	暴力的行為 本人の利益にならない強制による行為、代替方法を検討せずが高齢者を乱暴に扱う行為 「緊急やむを得ない」場合以外の身体拘束
介護等放棄	必要とされる介護や世話を怠り、高齢者の生活環境・身体や精神状態を悪化させる行為 高齢者の状態に応じた治療や介護を怠ったり、医学的診断を無視した行為 必要な用具の使用を限定し、高齢者の要望や行動を制限させる行為 高齢者の権利を無視した行為またはその行為の放置
心理的虐待	威嚇的な発言、態度 侮辱的な発言、態度 高齢者や家族の存在や行為を否定、無視するような発言、態度 高齢者の意欲や自立心を低下させる行為 羞恥心の喚起
性的虐待	高齢者にわいせつな行為をすること 高齢者をしてわいせつな行為をさせること
経済的虐待	金銭を借りる 着服・窃盗 不正使用

イ. 身体的虐待に該当する身体拘束の有無(表 16)

「身体拘束あり」が 31.9%、「身体拘束なし」が 68.1%であった。

表 16 虐待に該当する身体拘束の有無

身体拘束 あり	身体拘束 なし	合計
248 人 (31.9%)	530 人 (68.1%)	778 人 (100.0%)

(注)被虐待高齢者が特定できなかった 22 件を除く 386 件の事例を集計。

ウ. 虐待の程度(深刻度)(表 17)

5段階評価で最も軽い「1-生命・身体・生活への影響や本人意思の無視等」が 47.6%である一方、最も重い「5-生命・身体・生活に関する重大な危険」は 3.2%であった。

表 17 虐待の程度(深刻度)

虐待の程度(深刻度)	人数
1-生命・身体・生活への影響や本人意思の無視等	370 (47.6%)
2	202 (26.0%)
3-生命・身体・生活に著しい影響	158 (20.3%)
4	23 (3.0%)
5-生命・身体・生活に関する重大な危険	25 (3.2%)
合計	778 (100.0%)

(注)被虐待高齢者が特定できなかった 22 件を除く 386 件の事例を集計。

エ. 虐待による死亡事例

被虐待高齢者の死亡事例は 1 件であった。

(4)被虐待高齢者の状況

被虐待高齢者の性別、年齢階級、要介護状態区分及び認知症日常生活自立度、障害高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)について、被虐待高齢者が特定できなかった22件を除く386件の事例を対象に集計を行った。なお、1件の事例に対し被虐待高齢者が複数の場合があるため、386件の事例に対し被虐待高齢者の総数は778人であった。

ア. 性別(表 18)

「男性」が26.6%、「女性」が73.4%と、全体の約7割が「女性」であった。

表 18 被虐待高齢者の性別

男性	女性	不明等	合計
207人 (26.6%)	571人 (73.4%)	0人 (0.0%)	778人 (100.0%)

(注)被虐待高齢者が特定できなかった22件を除く778件の事例を集計。

イ. 年齢(表 19)

「85～89歳」が22.6%と最も多く、次いで「90～94歳」が22.1%、「80～84歳」が17.2%、「75～79歳」が10.4%であった。

表 19 被虐待高齢者の年齢

	65歳未満 障害者	65～ 69	70～ 74	75～ 79	80～ 84	85～ 89	90～ 94	95～ 99	100歳 以上	不明	合計
人数	14	34	47	81	134	176	172	69	15	36	778
割合(%)	1.8	4.4	6.0	10.4	17.2	22.6	22.1	8.9	1.9	4.6	100.0

(注) 被虐待高齢者が特定できなかった22件を除く386件の事例を集計。「65歳未満障害者」は、平成24年10月から施行された障害者虐待防止法により、高齢者虐待防止法が改正され、被虐待高齢者の対象となったもの。

ウ. 要介護状態区分及び認知症日常生活自立度(表 20～表 22)

「要介護4」が32.6%と最も多く、次いで「要介護5」が24.2%、「要介護3」が23.1%であり、合わせて「要介護3以上」が79.9%と8割を占めた。また、「認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上」の者は75.4%、「要介護認定者のうち障害高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)A以上は95.9%であった。

表 20 被虐待高齢者の要介護状態区分

要介護度	人数	割合(%)
自立	4	0.5
要支援 1	1	0.1
“ 2	2	0.3
要介護 1	30	3.9
“ 2	83	10.7
“ 3	180	23.1
“ 4	254	32.6
“ 5	188	24.2
不明	36	4.6
合計	778	100.0
(再掲)要介護 3 以上	(622)	(79.9)

(注) 被虐待高齢者が特定できなかった 22 件を除く 386 件の事例を集計

表 21 認知症日常生活自立度

認知症日常生活自立度	人数	割合(%)
自立又は認知症なし	23	3.0
認知症日常生活自立度 I	23	3.0
“ II	107	13.8
“ III	265	34.1
“ IV	104	13.4
“ M	16	2.1
認知症はあるが自立度不明	95	12.2
認知症の有無が不明	145	18.6
合計	778	100.0
(再掲)自立度 II 以上(※)	(587)	(75.4)

(注)被虐待高齢者が特定できなかった 22 件を除く 386 件の事例を集計。「認知症はあるが自立度不明」には、「自立度 II 以上」のほか、「自立度 I」が含まれている可能性がある。
(※)自立度 II、III、IV、M、認知症はあるが自立度不明の人数の合計

表 22 要介護認定者のうち障害高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)

	人数(人)	割合(%)
自立	9	1.8
日常生活自立度(寝たきり度) J	12	2.3
“ A	130	25.6
“ B	234	46.1
“ C	123	24.2
不明	270	—
合計	778	100.0
(再掲)日常生活自立度(寝たきり度) A 以上	(487)	(95.9)

(注)被虐待高齢者が特定できなかった 22 件を除く 386 件の事例を集計。割合は、不明 270 人を除いた 508 人に対するもの。

(5) 虐待を行った養介護施設従事者等(虐待者)の状況

虐待者の年齢、職種及び性別について、虐待者が特定できなかった 60 件を除く 348 件の事例を対象に集計を行った。なお、1 件の事例に対し虐待者が複数の場合があるため、348 件の事例に対し虐待者の総数は 444 人であった。

ア. 年齢(表 23)

「30～39 歳」が 21.2%と最も多く、次いで「30 歳未満」が 19.4%、「40～49 歳」が 16.0%であった。

表 23 虐待者の年齢

	30 歳未満	30～39 歳	40～49 歳	50～59 歳	60 歳以上	不明	合計
人数	86	94	71	65	61	67	444
割合(%)	19.4	21.2	16.0	14.6	13.7	15.1	100.0

(注)虐待者が特定できなかった 60 件を除く 348 件の事例を集計。

イ. 職種(表 24)

「介護職」が 80.6%、「管理職」「看護職」がそれぞれ 4.5%、「施設長」が 4.3%などであった。

表 24 虐待者の職種

	介護職	(内訳)			看護職	管理職	施設長
		介護福祉士	介護福祉士 以外	資格不明			
人数	358	(97)	(126)	(135)	20	20	19
割合(%)	80.6	(21.8)	(28.4)	(30.4)	4.5	4.5	4.3

(続き)

	経営者・開設者	その他	不明	合計
人数	9	13	5	444
割合(%)	2.0	2.9	1.1	100.0

(注)虐待者が特定できなかった 60 件を除く 348 件の事例を集計。

ウ. 性別(表 25)

「男性」が 52.8%、「女性」が 47.2%であった。

表 25 虐待者の性別

男性	女性	不明	合計
233 人 (52.8%)	208 人 (47.2%)	3 人(-)	444 人 (100.0%)

(注)虐待者が特定できなかった 60 件を除く 348 件の事例を集計。割合は、不明 3 人を除いた 441 人に対するもの

(6) 虐待の事実が認められた事例への対応状況(表 26～表 28)

市町村又は都道府県が、虐待の事実を認めた事例 427 件(26 年度に虐待と認定して 27 年度に対応した 19 件を含む。)について行った対応は次のとおりである。

市町村又は都道府県による指導等(複数回答)は、「施設等に対する指導」が 329 件、「改善計画提出依頼」が 300 件、「従事者への注意・指導」が 199 件であった。

表 26 市町村による指導等(複数回答)

市町村又は都道府県による指導等 (複数回答)	施設等に対する指導	329 件
	改善計画提出依頼	300 件
	従事者への注意・指導	199 件

※ 一件の虐待事案に対して、市町村及び都道府県が同種の指導等を行った場合は、重複して計上している。

市町村又は都道府県が、介護保険法又は老人福祉法の規定による権限の行使として実施したものは、「報告徴収、質問、立入検査」が 220 件、「改善勧告」が 41 件、「改善勧告に従わない場合の公表」が 6 件、「指定の効力停止」が 14 件、「指定の取消」が 1 件であった。

表 27 介護保険法等の規定による権限の行使(複数回答)

介護保険法又は老人福祉法の規定による権限の行使(都道府県又は市町村) (複数回答)	報告徴収、質問、立入検査	220 件
	改善勧告	41 件
	改善勧告に従わない場合の公表	6 件
	改善命令	10 件
	指定の効力停止	14 件
	指定の取消	1 件

※ 一件の虐待事案に対し、次の場合には、複数計上している。

- ① 介護保険法及び老人福祉法の規定による権限を行使
- ② 複数の権限等を行使した場合(報告徴収等、改善勧告、公表、命令、停止、取消)

当該施設等における改善措置(複数回答)としては、市町村又は都道府県への「改善計画の提出」が 284 件、「勧告等への対応」が 39 件であった。

表 28 当該施設等における改善措置(複数回答)

当該施設等における改善措置(複数回答)	施設等から改善計画の提出	284 件
	市町村による改善計画提出依頼、一般指導等を受けての改善	(151 件)
	報告徴収等に対する改善	(133 件)
	勧告等への対応	39 件
	その他	25 件

2. 養護者による高齢者虐待についての対応状況等

(1) 相談・通報対応件数(表 29、表 30)

平成 27 年度に全国の 1,741 市町村(特別区を含む。)で受け付けた養護者による高齢者虐待に関する相談・通報件数は、26,688 件であった。平成 26 年度は、25,791 件であり、897 件(3.5%)増加した。

表 29 相談・通報件数

	27 年度	26 年度	増減
件数	26,688	25,791	897(3.5%)

表 30 都道府県別にみた養護者による高齢者虐待に関する市町村への通報件数(平成 27 年度内)

北海道	956	東京都	3,056	滋賀県	491	香川県	179
青森県	268	神奈川県	1,316	京都府	817	愛媛県	229
岩手県	290	新潟県	854	大阪府	2,693	高知県	181
宮城県	563	富山県	284	兵庫県	1,478	福岡県	881
秋田県	221	石川県	378	奈良県	234	佐賀県	121
山形県	295	福井県	221	和歌山県	193	長崎県	263
福島県	336	山梨県	198	鳥取県	127	熊本県	326
茨城県	423	長野県	565	島根県	170	大分県	195
栃木県	309	岐阜県	353	岡山県	360	宮崎県	172
群馬県	307	静岡県	690	広島県	652	鹿児島県	242
埼玉県	1,258	愛知県	1,303	山口県	230	沖縄県	240
千葉県	1,309	三重県	371	徳島県	90	合計	26,688

(2) 相談・通報者(表 31)

相談・通報者の内訳は、相談・通報者の合計 29,396 人に対して、「介護支援専門員」が 29.6%と最も多く、次いで「警察」が 17.6%、「家族・親族」が 10.3%、「被虐待高齢者本人」が 7.9%、「当該市町村行政職員」が 7.2%、「介護保険事業所職員」が 6.5%であった。

※ 1 件の事例に対し複数の者から相談・通報が寄せられるケースがあるため、合計人数は相談・通報件数 26,688 件と一致しない。

表 31 相談・通報者(複数回答)

	介護支援専門員	介護保険事業所職員	医療機関従事者	近隣住民・知人	民生委員	被虐待者本人	家族・親族	虐待者本人	当該市町村行政職員	警察	その他	不明(匿名を含む)	合計
人数	8,700	1,912	1,472	1,128	1,050	2,329	3,025	452	2,131	5,174	1,961	62	29,396
割合(%)	29.6	6.5	5.0	3.8	3.6	7.9	10.3	1.5	7.2	17.6	6.7	0.2	100.0

(3) 事実確認の状況(表 32～表 34)

「事実確認調査を行った事例」が 96.9%、「事実確認調査を行わなかった事例」が 3.1%であった。事実確認調査を行った事例のうち、法第 11 条に基づく「立入調査により調査を行った事例」は 0.6%であり、「訪問調査を行った事例」が 65.8%、「関係者からの情報収集のみで調査を行った事例」が 30.5%であった。事実確認調査を行わなかった事例の内訳は、「相談・通報を受理した段階で、明らかに虐待ではなく事実確認調査不要と判断した事例」が 2.3%、「後日、事実確認調査を予定している又は事実確認調査の可否を検討中の事例」が 0.8%である。

なお、相談・通報の受理から事実確認開始までの期間の中央値は、回答のあった 10,103 件では 0 日(即日)であり、相談・通報の受理から虐待確認までの期間の中央値は、回答のあった 4,949 件では 1 日(翌日)であった。

表 32 相談・通報に関する事実確認の状況

	件数	(うち平成 27 年度内に 通報・相談)	(うち平成 26 年度以 前に通報・相談)	割合 (%)
事実確認調査を行った事例	26,929	(25,823)	(1,106)	96.9
立入調査以外の方法により調査を行った事例	26,767	(25,667)	(1,100)	(96.3)
訪問調査を行った事例	18,298	(17,512)	(786)	[65.8]
関係者からの情報収集のみで調査を行った事例	8,469	(8,155)	(314)	[30.5]
立入調査により調査を行った事例	162	(156)	(6)	(0.6)
警察が同行した事例	108	(106)	(2)	[0.4]
警察に援助要請したが同行はなかった事例	0	(0)	(0)	[0.0]
市町村が単独で実施した事例	54	(50)	(4)	[0.2]
事実確認調査を行わなかった事例	870	(865)	(5)	3.1
相談・通報を受理した段階で、明らかに虐待ではなく事実確認調査不要と判断した事例	653	(649)	(4)	(2.3)
相談・通報を受理し、後日、事実確認調査を予定している又は事実確認調査の可否を検討中の事例	217	(216)	(1)	(0.8)
合計	27,799	(26,688)	(1,111)	100.0

表 33 相談・通報の受理から事実確認開始までの期間

	0 日	1 日	2 日	3～6 日	7～13 日	14～20 日	21～27 日	28 日以上	合計
件数	5,643	1,237	481	1,183	805	275	154	325	10,103

中央値 0 日(即日)

表 34 相談・通報の受理から虐待確認までの期間

	0 日	1 日	2 日	3～6 日	7～13 日	14～20 日	21～27 日	28 日以上	合計
件数	2,219	511	279	629	537	232	150	392	4,949

中央値 1 日(翌日)

(4) 事実確認調査の結果(表 35、表 36)

事実確認の結果、市町村が虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した事例(以下、「虐待判断事例」という。)の件数は、15,976 件であった。平成 26 年度は、15,739 件であり、237 件(1.5%)増加した。

表 35 事実確認調査の結果

	件数	割合(%)
虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した事例	15,976	59.3
虐待ではないと判断した事例	5,236	19.4
虐待の判断に至らなかった事例	5,717	21.2
合計	26,929	100.0

表 36 都道府県別にみた養護者による高齢者虐待の事実が認められた事例の件数(平成 27 年度内)

北海道	417	東京都	2,419	滋賀県	329	香川県	146
青森県	145	神奈川県	871	京都府	521	愛媛県	120
岩手県	172	新潟県	508	大阪府	1,434	高知県	82
宮城県	292	富山県	186	兵庫県	822	福岡県	492
秋田県	125	石川県	166	奈良県	119	佐賀県	45
山形県	190	福井県	131	和歌山県	121	長崎県	166
福島県	225	山梨県	99	鳥取県	76	熊本県	187
茨城県	229	長野県	333	島根県	104	大分県	100
栃木県	200	岐阜県	201	岡山県	224	宮崎県	100
群馬県	163	静岡県	394	広島県	345	鹿児島県	164
埼玉県	612	愛知県	919	山口県	96	沖縄県	130
千葉県	790	三重県	223	徳島県	43	合計	15,976

(5) 虐待の発生要因(表 37)

最も回答が多い要因は「虐待者の介護疲れ・介護ストレス」の 25.0%、「虐待者の障害・疾病」の 23.1%、「被虐待者の認知症の症状」の 16.1%、「家庭における経済的困窮(経済的問題)」の 14.4%、「被虐待者と虐待者の虐待発生までの人間関係」の 12.6%、「虐待者の性格や人格(に基づく言動)」の 10.4%、の順であった。

表 37 虐待の発生要因(複数回答)

要 因	件数	割合(%)
虐待者の介護疲れ・介護ストレス	1,320	25.0
虐待者の障害・疾病	1,217	23.1
被虐待者の認知症の症状	852	16.1
家庭における経済的困窮(経済的問題)	759	14.4
被虐待者と虐待者の虐待発生までの人間関係	666	12.6
虐待者の性格や人格(に基づく言動)	550	10.4
虐待者の知識や情報の不足	511	9.7
虐待者の飲酒の影響	359	6.8
虐待者の精神状態が安定していない	345	6.5
被虐待者の精神障害(疑い含む)、高次脳機能障害、知的障害、認知機能の低下	210	4.0
被虐待者本人の性格や人格(に基づく言動)	187	3.5
家庭における養護者の他家族(虐待者以外)との関係の悪さほか家族関係の問題	160	3.0
被虐待者のその他の身体的自立度の低さ	127	2.4
虐待者の介護力の低下や不足	108	2.0
被虐待者側のその他の要因	60	1.1

要 因	件数	割合(%)
虐待者の理解力の不足や低下	52	1.0
(虐待者以外の)配偶者や家族・親族の無関心、無理解、非協力	42	0.8
虐待者側のその他の要因	39	0.7
家庭に関するその他の要因	26	0.5
家庭内の経済的利害関係(財産、相続)	25	0.5
虐待者の孤立・補助介護者の不在等	23	0.4
虐待者のギャンブル依存	20	0.4
虐待者の外部サービス利用への抵抗感	18	0.3
被虐待者への排泄介助の困難さ	17	0.3
ケアサービスの不足・ミスマッチ等のマネジメントの問題	6	0.1
被虐待者が外部サービスの利用に抵抗感がある	4	0.1
その他ケアマネジメントや制度関係の問題	3	0.1
虐待者に対する「介護は家族がすべき」といった周囲の声、世間体に対するストレスやプレッシャー	1	0.0

(注) 回答のあった 5,276 の事例を集計。

以下、虐待判断事例件数 15,976 件を対象に、虐待の種別、被虐待高齢者の状況及び虐待への対応策等について集計を行った。

なお、1 件の事例に対し、被虐待高齢者が複数の場合があるため、虐待判断事例件数 15,976 件に対し、被虐待高齢者の総数は 16,423 人であった。

(6) 虐待の内容

ア. 虐待の種別(表 38)

「身体的虐待」が 66.6%と最も多く、次いで「心理的虐待」が 41.1%、「介護等放棄」が 20.8%、「経済的虐待」が 20.0%、「性的虐待」が 0.4%であった。

※ 1 人の被虐待者に対し、複数の虐待の種別がある場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計人数は被虐待高齢者の総数 16,423 人と一致しない。

表 38 虐待の種別(複数回答)

	身体的虐待	介護等放棄	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待
人数	10,939	3,420	6,746	65	3,285
割合(%)	66.6	20.8	41.1	0.4	20.0

(注) 割合は、被虐待高齢者の総数 16,423 人に対するもの。

【参考】 虐待の具体的内容(主なもの)

種別	内容
身体的虐待	暴力的行為
	強制的行為・乱暴な扱い
	身体拘束
	威嚇
介護等放棄	希望・必要とする医療サービスの制限
	希望・必要とする介護サービスの制限
	生活援助全般を行わない
	水分・食事摂取の放任
	入浴介助放棄

	排泄介助放棄
	劣悪な住環境で生活させる
	介護者が不在の場合がある
心理的虐待	暴言・威圧・侮辱・脅迫
	無視・訴えの否定や拒否
	嫌がらせ
性的虐待	性行為の強要・性的暴力
	介護に係る性的羞恥心を喚起する行為の強要
	介護行為に関係しない性的嫌がらせ
経済的虐待	年金取り上げ
	預貯金の取り上げ
	不動産・利子・配当等収入の取り上げ
	必要な費用の不払い
	日常的な金銭を渡さない・使わせない
	預貯金・カード等の不当な使い込み
	預貯金・カード等の不当な支払強要
	不動産・有価証券などの無断売却

イ. 虐待の程度(深刻度)(表 39)

5段階評価で、「3-生命・身体・生活に著しい影響」が 32.8%と最も多く、次いで「1-生命・身体・生活への影響や本人意思の無視等」が 32.2%であった。一方、最も重い「5-生命・身体・生活に関する重大な危険」は 8.1%を占めた。

表 39 虐待の程度(深刻度)

虐待の程度(深刻度)	人数	割合(%)
1-生命・身体・生活への影響や本人意思の無視等	5,287	32.2
2	3,235	19.7
3-生命・身体・生活に著しい影響	5,394	32.8
4	1,169	7.1
5-生命・身体・生活に関する重大な危険	1,338	8.1
合計	16,423	100.0

(7)被虐待高齢者の状況

ア. 性別及び年齢(表 40、表 41)

性別では「女性」が 76.8%、「男性」が 23.2%と、「女性」が全体の 8 割弱を占めていた。年齢階級別では「80～84 歳」が 24.1%と最も多かった。

表 40 被虐待高齢者の性別

男性	女性	合計
3,808 人 (23.2%)	12,615 人 (76.8%)	16,423 人 (100.0%)

(参考) 介護を要する者の性別 ※対 10 万人

男性	女性	合計
34,259 人 (34.3%)	65,741 人 (65.7%)	100,000 人 (100.0%)

(資料)平成 25 年国民生活基礎調査(介護票)中の介護を要する者の数

表 41 被虐待高齢者の年齢

	65～69 歳	70～74 歳	75～79 歳	80～84 歳	85～89 歳	90 歳以上	不明	合計
人数	1,713	2,560	3,510	3,955	2,962	1,693	30	16,423
割合(%)	10.4	15.6	21.4	24.1	18.0	10.3	0.2	100.0

イ. 被虐待高齢者の要介護認定の状況(表 42)

被虐待高齢者 16,423 人のうち、10,947 人(66.7%)の者が、介護保険の利用申請を行い、「認定済み」の者であった。

表 42 被虐待高齢者の要介護認定の状況

	人数	割合(%)
要介護認定 未申請	4,510	27.5
要介護認定 申請中	494	3.0
要介護認定 済み	10,947	66.7
要介護認定 非該当(自立)	450	2.7
不明	22	0.1
合計	16,423	100.0

ウ. 要介護認定者の被虐待高齢者の状況(表 43～表 50)

要介護認定者 10,947 人における要介護状態区分は、「要介護 1」が 23.8%と最も多く、次いで「要介護 2」が 22.0%、「要介護 3」が 17.5%の順であった。また、要介護認定者における認知症日常生活自立度Ⅱ以上の者は 69.0%(被虐待高齢者全体(16,423 人)の 46.0%)、「要介護認定者の障害高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)A以上」の者は 67.9%であった。

表 43 要介護認定者の要介護状態区分

	人数	割合(%)
要支援 1	878	8.0
〃 2	955	8.7
要介護 1	2,607	23.8
〃 2	2,405	22.0
〃 3	1,917	17.5
〃 4	1,340	12.2
〃 5	824	7.5
不明	21	0.2
合計	10,947	100.0
(再掲)要介護 3 以上	(4,081)	(37.3)

表 44 要介護認定者の認知症日常生活自立度

	人数	割合(%)
自立又は認知症なし	1,172	10.7
認知症日常生活自立度Ⅰ	2,003	18.3
〃 Ⅱ	3,670	33.5
〃 Ⅲ	2,652	24.2
〃 Ⅳ	720	6.6
〃 M	161	1.5
認知症はあるが自立度不明	346	3.2
認知症の有無が不明	223	2.0
合計	10,947	100.0
(再掲)自立度Ⅱ以上(※)	(7,549)	(69.0)

(注)「認知症はあるが自立度不明」には、「自立度Ⅱ以上」のほか、「自立度Ⅰ」が含まれている可能性がある。

(※)自立度Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ、M、認知症はあるが自立度不明の人数の合計

表 45 要介護認定者のうち障害高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)

	人数(人)	割合(%)
自立	440	4.0
日常生活自立度(寝たきり度) J	2,502	22.9
〃 A	4,246	38.8
〃 B	2,363	21.6
〃 C	825	7.5
不明	571	5.2
合計	10,947	100.0
日常生活自立度(寝たきり度) A以上(再掲)	(7,434)	(67.9)

表 46 要介護認定者の介護保険サービス利用状況

	人数(人)	割合(%)
介護サービスを受けている	8,773	80.1
過去受けていたが判断時点では受けていない	409	3.7
過去も含め受けていない	1,711	15.6
不明	54	0.5
合計	10,947	100.0

表 47 要介護認定者の被虐待高齢者が利用する(していた)介護保険サービスの種別(複数回答)

	介護サービスを受けている		過去受けていたが判断時点では受けていない		合計	
	件数	割合(%)	件数	割合(%)	件数	割合(%)
訪問介護	2,637	30.1	111	27.1	2,748	29.9
訪問入浴介護	133	1.5	1	0.2	134	1.5
訪問看護	911	10.4	14	3.4	925	10.1
訪問リハビリテーション	172	2.0	2	0.5	174	1.9
居宅療養管理・訪問診療	88	1.0	3	0.7	91	1.0
デイサービス	5,527	63.0	210	51.3	5,737	62.5
デイケア(通所リハ)	683	7.8	25	6.1	708	7.7
福祉用具貸与等	1,361	15.5	42	10.3	1,403	15.3
住宅改修	30	0.3	11	2.7	41	0.4
グループホーム	32	0.4	0	0.0	32	0.3
小規模多機能	257	2.9	8	2.0	265	2.9
ショートステイ	1,423	16.2	50	12.2	1,473	16.0
老人保健施設	105	1.1	9	2.2	114	1.2
特別養護老人ホーム	51	0.7	2	0.5	53	0.6
有料老人ホーム・特定施設	32	0.2	1	0.2	33	0.4
介護療養型医療施設	8	0.1	0	0.0	8	0.1
複合型サービス	5	0.1	0	0.0	5	0.1
定期巡回・随時訪問サービス	14	0.2	0	0.0	14	0.2
その他	53	0.6	1	0.2	54	0.6
詳細不明・特定不能	101	1.2	13	3.2	114	1.2

(注) 割合は、表 46 の介護サービスを受けている(8,773 人)、過去受けていたが判断時点では受けていない(409 人)に対するもの。複数回答のため、回答数の合計は、利用件数に一致しない。

表中の介護保険サービスは、虐待判断時点で被虐待高齢者が利用していたものであり、虐待が発生した介護保険サービスではない。

(8) 虐待を行った養護者(虐待者)の状況

ア. 虐待者との同居・別居の状況(表 48)

「虐待者とのみ同居」が 49.2%、「虐待者及び他家族と同居」が 37.4%と、86.6%が虐待者との同居であった。

表 48 虐待者との同居・別居の状況

	虐待者とのみ同居	虐待者及び他家族と同居	虐待者との別居	その他	不明	合計
人数	8,086	6,142	2,003	181	11	16,423
割合(%)	49.2	37.4	12.2	1.1	0.1	100.0

イ. 家族形態(表 49)

「未婚の子と同居」が 33.0%と最も多く、次いで「夫婦のみ世帯」21.5%、「子夫婦と同居」15.2%の順であった。

表 49 家族形態

	単独世帯	夫婦のみ世帯	未婚の子と同居	配偶者と離別・死別等した子と同居	子夫婦と同居	その他	不明	合計
人数	1,252	3,525	5,421	1,991	2,491	1,682	61	16,423
割合(%)	7.6	21.5	33.0	12.1	15.2	10.2	0.4	100.0

(注)「未婚の子」は配偶者がいたことのない子を指す。

ウ. 虐待者の続柄(表 50)

被虐待高齢者からみた虐待者の続柄は、「息子」が 40.3%と最も多く、次いで「夫」が 21.0%、「娘」が 16.5%の順であった。

なお、1件の事例に対し虐待者が複数の場合があるため、虐待判断事例件数 15,976 件に対し虐待者人数は 17,614 人であった。

表 50 虐待者の被虐待高齢者との続柄

	夫	妻	息子	娘	息子の配偶者(嫁)	娘の配偶者(婿)	兄弟姉妹	孫	その他	不明	合計
人数	3,703	980	7,099	2,906	764	286	382	696	780	18	17,614
割合(%)	21.0	5.6	40.3	16.5	4.3	1.6	2.2	4.0	4.4	0.1	100.0

エ. 虐待者の年齢(表 51)

表 51 虐待者の年齢

	40歳未満	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85～89歳	90歳以上	不明	合計
人数	1,539	3,313	4,004	1,479	1,476	1,275	1,330	1,178	593	143	1,284	17,614
割合(%)	8.7	18.8	22.7	8.4	8.4	7.2	7.6	6.7	3.4	0.8	7.3	100.0

(9) 虐待の事実が認められた事例への対応状況

ア. 分離の有無(表 52)

虐待への対応として、「被虐待高齢者の保護として虐待者からの分離を行った事例」が29.2%と、約 3 割の事例で分離が行われていた。一方、「被虐待高齢者と虐待者を分離していない事例」は50.7%、「虐待判断時点で既に分離状態の事例」は、10.2%であった。

※ 虐待への対応には、平成 26 年度の虐待判断事例のうち、平成 27 年度に入って対応を行ったものを含むため、合計人数は平成 27 年度の虐待判断事例における被虐待者 16,423 人と一致しない。

表 52 虐待への対応策としての分離の有無

	人数	割合(%)
被虐待高齢者の保護として虐待者からの分離を行った事例 (内訳表 53)	6,381	29.2
被虐待高齢者と虐待者を分離していない事例 (内訳表 54)	11,054	50.7
現在対応について検討・調整中の事例	512	2.3
虐待判断時点で既に分離状態の事例	2,215	10.2
その他	1,654	7.6
合計	21,816	100.0

イ. 分離を行った事例の対応(表 53)

分離を行った事例における対応は、「契約による介護保険サービスの利用」が33.7%と最も多く、次いで「(上記以外の)すまい・施設等の利用」が17.8%、「医療機関への一時入院」が15.6%、「やむを得ない事由等による措置」が13.7%の順であった。「やむを得ない事由等による措置」を行った874人のうち504人(57.7%)において面会を制限する措置が行われていた。

表 53 分離を行った事例の対応の内訳

	人数	割合(%)
契約による介護保険サービスの利用	2,153	33.7
やむを得ない事由等による措置	874	13.7
うち、面会の制限を行った事例	(504)	(7.9)
緊急一時保護	633	9.9
医療機関への一時入院	997	15.6
上記以外のすまい・施設等の利用	1,138	17.8
虐待者を高齢者から分離(転居等)	485	7.6
その他	101	1.6
合計	6,381	100.0

ウ. 分離していない事例の対応の内訳(表 54)

分離していない事例における対応では、「養護者に対する助言・指導」が52.4%と最も多く、次いで「既に介護保険サービスを受けているが、ケアプランを見直し」が26.0%であった。

(※)「経過観察(見守り)」は、2,849 件(25.7%)

表 54 分離していない事例(経過観察(見守り)を除く。)対応の内訳(複数回答)

	件数	割合(%)
養護者に対する助言・指導	5,795	52.4
既に介護保険サービスを受けているが、ケアプランを見直し	2,871	26.0
被虐待高齢者が新たに介護保険サービスを利用	906	8.2
被虐待高齢者が介護保険サービス以外のサービスを利用	640	5.8
養護者自身が介護負担軽減のための事業に参加	324	2.9
その他	1,755	15.9

(注) 割合は、分離していない事例における被虐待者 11,054 人に対するもの。

エ. 権利擁護に関する対応

権利擁護に関する対応として、成年後見制度及び日常生活自立支援事業の利用状況について把握した。成年後見制度については、「利用開始済み」が 845 人、「利用手続き中」が 456 人であり、これらを合わせた 1,301 人のうち、市町村長申立の事例は 749 人(57.6%)であった。

一方、「日常生活自立支援事業の利用」は 357 人であり、うち成年後見制度利用手続き中は 30 人であった。

(10) 虐待等による死亡事例

「介護している親族による、介護をめぐる発生した事件で、被介護者が 65 歳以上、かつ虐待等により死亡に至った事例」のうち、平成 27 年 4 月 1 日～28 年 3 月 31 日の間に発生し、市町村で把握している事例について情報提供を求めた。

ア. 事件形態、事件数及び被害者数

「養護者による被養護者の殺人」が 7 件 7 人、「養護者の介護等放棄(ネグレクト)による被養護者の致死」6 件 6 人、「養護者の虐待(ネグレクトを除く)による被養護者の致死」5 件 5 人、「心中」1 件 1 人、「その他」1 件 1 人であり、合わせて 20 件 20 人であった。

イ. 被害者、加害者の性別及び続柄

被害者の性別は「男性」6 人(30.0%)、「女性」14 人(70.0%)であった。年齢は、「80～84 歳」「70～74 歳」がそれぞれ 6 人(30.0%)、「65～69 歳」が 3 人(15.0%)、「75～79 歳」「85～89 歳」がそれぞれ 2 人(10.0%)、「90 歳以上」が 1 人(5.0%)であった。

加害者の性別は「男性」12 人(60.0%)、「女性」8 人(40.0%)であり、続柄は、多い順に「息子」7 人(35.0%)、「夫」5 人(25.0%)、「娘」5 人(25.0%)、「妻」1 人(5.0%)、「兄弟姉妹」1 人(5.0%)、「その他」1 人(5.0%)であった。

ウ. 被害者の介護保険サービスの利用状況(表 55)

被害者の介護保険サービスの利用状況は、「介護サービスを受けている」6 人(30.0%)、「過去に受けていたが事件時点では受けていない」1 人(5.0%)、「過去も含め受けていない」13 人(65.0%)であった。

表 55 介護保険サービス利用状況

	人数	割合(%)
介護サービスを受けている	6	30.0
過去に受けていたが事件時点では受けていない	1	5.0
過去も含め受けていない	13	65.0
不明	0	0.0
合計	20	100.0

3. 市町村における高齢者虐待防止対応のための体制整備等について

市町村における高齢者虐待防止対応のための体制整備等について、平成 27 年度末の状況を調査した。全部で 14 の項目について回答を求め、その結果を表 56 に示す。

項目ごとの実施率をみると、「高齢者虐待の対応の窓口となる部局の住民への周知」が 81.7%、「虐待を行った養護者に対する相談、指導または助言」が 82.3%、「居宅において日常生活を営むのに支障がありながら、必要な福祉サービス及び保健医療サービスを利用していない高齢者の権利利益の擁護を図るための早期発見の取組や相談等」が 81.8%と、8割の市町村で実施されている一方、高齢者虐待防止ネットワークの構築のうち、行政機関、法律関係者、医療機関等からなる「関係専門機関介入支援ネットワーク」の構築への取組が 48.7%、介護保険サービス事業所等からなる「保健医療福祉サービス介入支援ネットワーク」の構築への取組が 49.2%と半数程度に止まっており、市町村において今後特に積極的な取組が望まれる。

表 56 市町村における体制整備等に関する状況

(1,741 市町村、平成 27 年度末現在)

(上:市町村数、下:割合(%))

		実施済み	未実施	26 実施済み
広報・普及啓発	高齢者虐待の対応の窓口となる部局の住民への周知 (平成 27 年度中)	1,403 80.6	338 19.4	1,423 81.7
	地域包括支援センター等の関係者へ的高齢者虐待に関する研修	1,308 75.1	433 24.9	1,321 75.9
	高齢者虐待について、講演会や市町村広報紙等による、住民への啓発活動	1,121 64.4	620 35.6	1,135 65.2
	居宅介護サービス事業者に法について周知	1,130 64.9	611 35.1	1,157 66.5
	介護保険施設に法について周知	1,042 59.9	699 40.1	1,031 59.2
	独自の高齢者虐待対応のマニュアル、業務指針、対応フロー図等の作成	1,126 64.7	615 35.3	1,101 63.2
ネットワーク構築	民生委員、住民、社会福祉協議会等からなる「早期発見・見守りネットワーク」の構築への取組	1,287 73.9	454 26.1	1,270 72.9
	介護保険サービス事業者等からなる「保健医療福祉サービス介入支援ネットワーク」の構築への取組	865 49.7	876 50.3	857 49.2
	行政機関、法律関係者、医療機関等からなる「関係専門機関介入支援ネットワーク」の構築への取組	855 49.1	886 50.9	848 48.7
行政機関連携	成年後見制度の市区町村長申立が円滑にできるように役所・役場内の体制強化	1,405 80.7	336 19.3	1,380 79.3
	法に定める警察署長に対する援助要請等に関する警察署担当者との協議	1,000 57.4	741 42.6	994 57.1
	老人福祉法の規定による措置を採るために必要な居室確保のための関係機関との調整	1,215 69.8	526 30.2	1,190 68.4
相談・支援	虐待を行った養護者に対する相談、指導または助言	1,443 82.9	298 17.1	1,433 82.3
	居宅において日常生活を営むのに支障がありながら、必要な福祉サービス及び保健医療サービスを利用していない高齢者の権利利益の擁護を図るための早期発見の取組や相談等	1,432 82.3	309 17.7	1,424 81.8

(参考) 実施状況について

広報・普及啓発	①対応窓口の周知 市町村や地域包括支援センター発行する広報誌やパンフレット、健康カレンダー、暮らしのガイドブックなどに掲載し、全戸配布、ホームページ、各種研修会、住民向けの教室・出前講座、民生委員会議など、地域の実情に応じ、様々な方法で周知
	②関係者の研修 地域ケア会議、関係機関ネットワーク会議、ケアマネジャー会議、民生委員、認知症サポーター養成、市民後見人養成研修など
	③住民への啓発活動 市町村や地域包括支援センター発行する広報誌やパンフレット、各種研修会、住民向けの教室・出前講座、ホームページなど、地域の実情に応じ、様々な方法で周知
	④居宅介護サービス事業者への法の周知 事業者を対象とした集団指導、権利擁護研修において周知
	⑤介護保険施設への法の周知 施設を対象とした集団指導、権利擁護研修において周知
	⑥対応マニュアル等の作成 独自のマニュアルやフロー図等を作成。作成後、居宅サービス事業所及び施設等へ周知
ネットワーク構築	⑦「早期発見・見守りネットワーク」の構築 民生委員や地域包括支援センター、ボランティア協力員、企業などと連携協力し、見守りを中心としたネットワークを構築。定期定期に開催(ネットワークの名称、開催頻度は市町村により様々)
	⑧「保健医療福祉サービス介入支援ネットワーク」の構築 ⑦の機能を備えたネットワークを構築
	⑨「関係専門機関介入支援ネットワーク」の構築 ⑦⑧の機能を備えたネットワークを構築、弁護士会・社会福祉士会と契約(高齢者虐待対応チーム)
行政機関連携	⑩成年後見制度の首長申立のための体制強化 相談機能の強化、関係組織との連携、成年後見制度利用促進事業の活用、市民後見人の育成など
	⑪警察署担当者との協議 虐待対応ネットワークに構成員として参加、担当者会議を定例開催、ケース毎に個別協議など
	⑫居室確保のための関係機関との調整 施設と協定締結、協力要請。担当者会議を開催
相談・支援	⑬虐待者(養護者)に対する相談、指導、助言 地域包括支援センターや介護支援専門員と連携・協力を得て実施。虐待発生した場合、必ず分離後、ケース会議を開催し、虐待者・被虐待者、家族等を交えて検討
	⑭居宅において必要な福祉・保健医療サービスを利用していない高齢者の早期発見の取組や相談等 例)市や地域包括支援センターの保健師等が訪問。民生委員、自治会長、在宅介護支援センター、見守り協定協力事業者などによる見守り活動を通じて把握。高齢者虐待相談員を配置し、専門相談に対応。

4. クロス集計等分析結果表等

調査項目間の関連を分析するために、クロス集計した分析表は、以下のとおりである。

(1) 養介護施設従事者等による高齢者虐待

表 57 入所系施設における被虐待高齢者の認知症の程度と虐待の種別の関係

認知症高齢者の日常生活自立度		虐待種別				
		身体的虐待	介護等放棄	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待
なし／自立／Ⅰ (n=34)	人数	12	7	19	0	3
	割合(%)	35.3	20.6	55.9	0.0	8.8
Ⅱ (n=98)	人数	53	22	34	4	4
	割合(%)	54.1	22.4	34.7	4.1	4.1
Ⅲ (n=249)	人数	183	25	69	6	4
	割合(%)	73.5	10.0	27.7	2.4	1.6
Ⅳ／Ⅲ (n=109)	人数	90	13	26	2	1
	割合(%)	82.6	11.9	23.9	1.8	0.9
合計 (N=490)	人数	338	67	128	12	12
	割合(%)	69.0	13.7	42.8	4.0	2.4

(注)「入所系施設」は、介護保険3施設、認知症対応型共同生活介護(グループホーム)、小規模多機能、有料老人ホーム、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、短期入所施設をさす。虐待種別は複数回答形式で集計。認知症の有無が不明のケース、及び施設等種別が「その他」のケースを除く。

表 58 入所系施設における被虐待高齢者の要介護度と虐待の種別の関係

要介護度			虐待種別				
			身体的虐待	介護等放棄	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待
要介護 1 以下 (n=30)	人数		9	7	15	0	6
	割合 (%)		30.0	23.3	50.0	0.0	20.0
要介護 2 (n=69)	人数		29	6	25	2	14
	割合 (%)		42.0	8.7	36.2	2.9	20.3
要介護 3 (n=170)	人数		97	28	57	4	20
	割合 (%)		57.1	16.5	33.5	2.4	11.8
要介護 4 (n=234)	人数		172	23	51	3	18
	割合 (%)		73.5	9.8	21.8	1.3	7.7
要介護 5 (n=168)	人数		112	14	34	5	24
	割合 (%)		66.7	8.3	20.2	3.0	14.7
合計 (N=671)	人数		419	78	182	14	82
	割合 (%)		62.4	11.6	27.1	2.1	12.2

(注)「入所系施設」は、介護保険3施設、グループホーム、小規模多機能、有料老人ホーム、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、短期入所施設をさす。虐待種別は複数回答形式で集計。要介護度が不明のケース、及び施設等種別が「その他」のケースを除く。

表 59 入所系施設における被虐待高齢者の寝たきり度と虐待の種類の関係

寝たきり度			虐待種別				
			身体的虐待	介護等放棄	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待
J 以下 (n=13)	人数		7	2	4	0	2
	割合 (%)		53.8	15.4	30.8	0.0	15.4
A (n=120)	人数		69	17	47	3	4
	割合 (%)		57.5	14.2	39.2	2.5	3.3
B (n=215)	人数		151	32	65	7	4
	割合 (%)		70.2	14.9	30.2	3.3	1.9
C (n=119)	人数		92	14	18	1	8
	割合 (%)		77.3	11.8	15.1	0.8	6.7
合計 (N=467)		人数	319	65	134	11	18
		割合 (%)	68.3	13.9	28.7	2.4	3.9

(注)「入所系施設」は、介護保険3施設、グループホーム、小規模多機能、有料老人ホーム、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、短期入所施設をさす。虐待種別は複数回答形式で集計。寝たきり度が不明のケース、及び施設等種別が「その他」のケースを除く。

表 60 施設種別ごとの虐待種別の関係

施設種別			虐待種別				
			身体的虐待	介護等放棄	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待
介護保険3施設 (n=419)	人数		254	61	92	6	69
	割合(%)		60.6	14.6	22.0	1.4	16.5
GH・小規模多機能 (n=101)	人数		63	8	47	5	1
	割合(%)		62.4	7.9	46.5	5.0	1.0
その他入所系 (n=183)	人数		120	20	53	4	12
	割合(%)		65.6	10.9	29.0	2.2	6.6
居宅系 (n=68)	人数		34	10	23	3	11
	割合(%)		50.0	14.7	33.8	4.4	16.2
合計 (N=771)	人数		471	99	215	18	93
	割合(%)		61.1	12.8	27.9	2.3	12.1

(注)「その他入所系」は、有料老人ホーム、短期入所施設、特定施設入居者生活介護をさす。虐待種別は複数回答形式で集計。

表 61 虐待者の性別と介護従事者の性別の比較

		男性	女性	不明	合計
本調査での虐待者	人数	233	208	3	444
	割合(%)	52.5	46.8	0.7	100.0
介護従事者	人数	4,459	16,988	401	21,848
	割合(%)	20.4	77.8	1.8	100.0

(注)「介護従事者」は、介護労働安定センター『平成 27 年度介護労働実態調査』による。

表 62 虐待者の男女別年齢と介護従事者の男女別年齢の比較

○本調査での虐待者

		年齢				
		～29 歳	30～39 歳	40～49 歳	50 歳以上	合計
男性	人数	61	75	35	32	203
	割合(%)	30.0	36.9	17.2	15.8	100.0
女性	人数	24	19	36	94	173
	割合(%)	13.9	11.0	20.8	54.3	100.0
合計	人数	85	94	71	126	376
	割合(%)	22.6	25.0	18.9	33.5	100.0

(注) 年齢、性別は「不明」を除く。

○介護従事者

		年齢				
		～29 歳	30～39 歳	40～49 歳	50 歳以上	合計
男性	割合(%)	18.8	39.4	23.7	18.0	100.0
女性	割合(%)	8.3	19.5	30.5	41.7	100.0

(資料) 介護労働安定センター『平成 27 年度介護労働実態調査』 年齢、性別は「不明」を除く。

(2) 養護者による高齢者虐待

表 63 被虐待高齢者の要介護度と虐待の種別の関係

要介護度		虐待種別				
		身体的虐待	介護等放棄	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待
要支援1 (n=878)	人数	608	87	447	10	173
	割合(%)	69.2	9.9	50.9	1.1	19.7
要支援2 (n=955)	人数	648	114	509	3	178
	割合(%)	67.9	11.9	53.3	0.3	18.6
要介護1 (n=2,607)	人数	1,732	519	1,060	7	501
	割合(%)	66.4	19.9	40.7	0.3	19.2
要介護2 (n=2,405)	人数	1,527	620	928	8	509
	割合(%)	63.5	25.8	38.6	0.3	21.2
要介護3 (n=1,917)	人数	1,215	574	629	10	423
	割合(%)	63.4	29.9	32.8	0.5	22.1
要介護4 (n=1,340)	人数	817	472	385	4	313
	割合(%)	61.0	35.2	28.7	0.3	23.4
要介護5 (n=824)	人数	478	286	188	2	189
	割合(%)	58.0	34.7	22.8	0.2	22.9
合計 (N=10,926)	人数	7,025	2,672	4,146	44	2,286
	割合(%)	64.3	24.5	37.9	0.4	20.9

(注) 要支援・要介護認定者から要介護度不明の 21 人を除く。虐待種別は複数回答形式で集計。

表 64 被虐待高齢者の要介護度と虐待の程度(深刻度)の関係

要介護度		虐待の程度(深刻度)					合計
		深刻度1	深刻度2	深刻度3	深刻度4	深刻度5	
要支援1	人数	310	179	280	53	56	878
	割合(%)	35.3	20.4	31.9	6.0	6.4	100.0
要支援2	人数	342	203	301	38	71	955
	割合(%)	35.8	21.3	31.5	4.0	7.4	100.0
要介護1	人数	916	515	883	180	163	2,607
	割合(%)	35.1	19.8	32.0	6.9	6.3	100.0
要介護2	人数	761	509	818	150	167	2,405
	割合(%)	31.6	21.2	34.0	6.2	6.9	100.0
要介護3	人数	545	367	707	142	156	1,917
	割合(%)	28.4	19.1	36.9	7.4	8.1	100.0
要介護4	人数	363	245	486	125	121	1,340
	割合(%)	27.1	18.3	36.3	9.3	9.0	100.0
要介護5	人数	239	154	286	60	85	824
	割合(%)	29.0	18.7	34.7	7.3	10.3	100.0
合計	人数	3,476	2,172	3,711	748	819	10,926
	割合(%)	31.8	19.9	34.0	6.8	7.5	100.0

(注) 要支援・要介護認定者から要介護度不明の 21 人を除く。

表 65 被虐待高齢者の認知症の程度と虐待種別の関係

認知症高齢者の日常生活自立度		虐待種別				
		身体的虐待	介護等放棄	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待
介護保険未申請・申請中・自立 (n=5,454)	人数	3,886	739	2,586	21	989
	割合(%)	71.3	13.5	47.4	0.4	18.1
要介護認定済み／認知症なし・自立度Ⅰ (n=3,175)	人数	2,063	527	1,569	18	647
	割合(%)	65.0	16.6	49.4	0.6	20.4
認知症自立度Ⅱ (n=3,670)	人数	2,385	905	1,405	12	768
	割合(%)	65.0	24.7	38.3	0.3	20.9
認知症自立度Ⅲ以上 (n=3,533)	人数	2,249	1,097	993	12	737
	割合(%)	63.7	31.1	28.1	0.3	20.9
合計 (N=15,832)	人数	10,583	3,268	6,553	63	3,141
	割合(%)	66.8	20.6	41.4	0.4	19.8

(注) 介護保険申請状況、認知症の有無・程度が不明のケースを除く。虐待種別は複数回答形式で集計。

表 66 被虐待高齢者の認知症の程度と虐待の程度(深刻度)の関係

認知症高齢者の日常生活自立度		虐待の程度(深刻度)					合計
		深刻度1	深刻度2	深刻度3	深刻度4	深刻度5	
介護保険未申請・申請中・自立	人数	1,791	1,060	1,674	416	513	5,454
	割合(%)	32.8	19.4	30.7	7.6	9.4	100.0
要介護認定済み／認知症なし・自立度Ⅰ	人数	1,115	643	995	184	238	3,175
	割合(%)	35.1	20.3	31.3	5.8	7.5	100.0
認知症自立度Ⅱ	人数	1,172	775	1,239	258	226	3,670
	割合(%)	31.9	21.1	33.8	7.0	6.2	100.0

認知症自立度Ⅲ以上	人数	973	681	1,311	273	295	3,533
	割合(%)	27.5	19.3	37.1	7.7	8.3	100.0
合計	人数	5,051	3,159	5,219	1,131	1,272	15,832
	割合(%)	31.9	20.0	33.0	7.1	8.0	100.0

(注)要支援・要介護認定者から要介護度不明のケースを除く。

表 67 被虐待高齢者の寝たきり度と虐待種別の関係

障害高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)		虐待種別				
		身体的虐待	介護等放棄	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待
自立 (n=440)	人数	306	69	206	1	87
	割合(%)	69.5	15.7	46.8	0.2	19.8
J (n=2,502)	人数	1,715	399	1,146	17	477
	割合(%)	68.5	15.9	45.8	0.7	19.1
A (n=4,246)	人数	2,800	956	1,679	14	825
	割合(%)	65.9	22.5	39.5	0.3	19.4
B (n=2,363)	人数	1,427	769	758	9	541
	割合(%)	60.4	32.5	32.1	0.4	22.9
C (n=825)	人数	441	346	183	2	219
	割合(%)	53.5	41.9	22.2	0.2	26.5
合計 (N=10,376)	人数	6,689	2,539	3,972	43	2,149
	割合(%)	64.5	24.5	38.3	0.4	20.7

(注)介護保険申請状況、寝たきり度が不明のケースを除く。

表 68 被虐待高齢者の寝たきり度と虐待の程度(深刻度)の関係

障害高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)		虐待の程度(深刻度)					合計
		深刻度1	深刻度2	深刻度3	深刻度4	深刻度5	
自立	人数	172	86	127	26	29	440
	割合(%)	39.1	19.5	28.9	5.9	6.6	100.0
J	人数	887	509	794	135	177	2,502
	割合(%)	35.5	20.3	31.7	5.4	7.1	100.0
A	人数	1,351	903	1,451	280	261	4,246
	割合(%)	31.8	21.3	34.2	6.6	6.1	100.0
B	人数	653	470	851	201	188	2,363
	割合(%)	27.6	19.9	36.0	8.5	8.0	100.0
C	人数	208	133	311	68	105	825
	割合(%)	25.2	16.1	37.7	8.2	12.7	100.0
合計	人数	3,271	2,101	3,534	710	760	10,376
	割合(%)	31.5	20.2	34.1	6.8	7.3	100.0

表 69 被虐待高齢者における介護保険サービスの利用状況と相談・通報者の関係

	介護支援 専門員	介護保険事 業所職員	医療機関 従事者	近隣住民 ・知人	民生委員	被虐待者 本人	家族・親族	自身 虐待者	当該市町村 行政職員	警察	その他
A 人数	5,328	1,061	273	220	173	378	581	115	400	534	569
割合(%)	60.7	12.1	3.1	2.5	2.0	4.3	6.6	1.3	4.6	6.1	6.5

B	人数	138	20	64	11	12	25	42	10	40	45	40
	割合(%)	33.7	4.9	15.6	2.7	2.9	6.1	10.3	2.4	9.8	11.0	9.8
C	人数	259	56	210	112	96	201	270	67	176	245	198
	割合(%)	15.1	3.3	12.3	6.5	5.6	11.7	15.8	3.9	10.3	14.3	11.6
合	人数	5,725	1,137	547	343	281	604	893	192	616	824	807
計	割合(%)	52.6	10.4	5.0	3.1	2.6	5.5	8.2	1.8	5.7	7.6	7.4

(注) A 介護サービスを受けている(n=8,773)、B 過去受けていたが判断時点では受けていない(n=409)、C 過去も含め受けていない(n=1,711)、合計 (N=10,893)

表 70 被虐待高齢者における介護保険サービスの利用状況と分離保護対応の関係

	分離保護対応					合計	
	被虐待者の保護として虐待者からの分離を行った事例	被虐待者と虐待者を分離していない事例	現在対応について検討・調整中の事例	虐待判断時点で既に分離状態の事例（別居、入院、入所等）	その他		
A	人数	2,658	4,896	247	907	173	8,773
	割合(%)	30.3	56.4	2.8	10.3	2.0	100.0
B	人数	140	152	8	103	6	409
	割合(%)	34.2	37.2	2.0	25.2	1.5	100.0
C	人数	586	830	46	212	37	1,711
	割合(%)	34.2	48.5	2.7	12.4	2.2	100.0
合計	人数	3,384	5,770	301	1,222	216	10,893
	割合(%)	31.1	53.0	2.8	11.2	2.0	100.0

(注) 上の表 69 と同じ

表 71 被虐待高齢者の介護保険サービスの利用状況と虐待の深刻度の関係

介護保険サービスの利用			虐待の深刻度					合計
			深刻度1	深刻度2	深刻度3	深刻度4	深刻度5	
介護サービスを受けている	人数		2,831	1,803	2,949	587	603	8,773
	割合(%)		32.3	20.6	33.6	6.7	6.9	100.0%
過去受けていたが判断時点では受けていない	人数		107	62	156	37	47	409
	割合(%)		26.2	15.2	38.1	9.0	11.5	100.0%
過去も含め受けていない	人数		525	295	597	124	170	1,711
	割合(%)		30.7	17.2	34.9	7.2	9.9	100.0%
合計		人数	3,463	2,160	3,702	748	820	10,893
		割合(%)	31.8	19.8	34.0	6.9	7.5	100.0

(注) 要支援・要介護認定者のうち、介護保険サービスの利用状況が不明なケースを除く

表 72 虐待者の続柄と同居・別居の関係

虐待者続柄		同居・別居の関係					合計
		虐待者とのみ同居	虐待者及び他家族と同居	虐待者と別居	その他	不明	
夫	人数	2,620	900	58	14	1	3,593
	割合(%)	72.9	25.0	1.6	0.4	0.0	100.0
妻	人数	595	251	17	3	1	867
	割合(%)	68.6	29.0	2.0	0.3	0.1	100.0
息子	人数	3,108	2,335	893	47	3	6,386
	割合(%)	48.7	36.6	14.0	0.7	0.0	100.0
娘	人数	984	1,018	430	23	2	2,457
	割合(%)	40.0	41.4	17.5	0.9	0.1	100.0

息子の配偶者 (嫁)	人数 割合(%)	31 6.7	393 85.4	33 7.2	3 0.7	0 0.0	460 100.0
娘の配偶者 (婿)	人数 割合(%)	17 9.0	154 81.9	16 8.5	1 0.5	0 0.0	188 100.0
兄弟姉妹	人数 割合(%)	133 44.5	83 27.8	76 25.4	7 2.3	0 0.0	299 100.0
孫	人数 割合(%)	78 16.0	338 69.4	67 13.8	4 0.8	0 0.0	487 100.0
その他	人数 割合(%)	209 34.7	112 18.6	241 40.0	38 6.3	2 0.3	602 100.0
不明	人数 割合(%)	1 8.3	3 25.0	6 50.0	1 8.3	1 8.3	12 100.0
複数虐待者	人数 割合(%)	310 28.9	555 51.8	166 15.5	40 3.7	1 0.1	1,072 100.0
合計	人数 割合(%)	8,086 49.2	6,142 37.4	2,003 12.2	181 1.1	11 0.1	16,423 100.0

(注) 虐待者の続柄は、被虐待高齢者からみたものであり、被虐待高齢者 1 人に対して虐待者が複数いる場合は、「複数虐待者」とした。

表 73 虐待者の続柄と年齢の関係

虐待者続柄		虐待者の年齢						
		40 歳未満	40-49 歳	50-59 歳	60-64 歳	65-69 歳	70-74 歳	75-79 歳
夫	人数	0	0	17	63	346	705	936
	割合(%)	0.0	0.0	0.5	1.7	9.3	19.0	25.3
妻	人数	3	17	29	65	156	225	224
	割合(%)	0.3	1.7	3.0	6.6	15.9	23.0	22.9
息子	人数	606	2,029	2,479	835	501	106	13
	割合(%)	8.5	28.6	34.9	11.8	7.1	1.5	0.2
娘	人数	213	908	996	257	189	46	10
	割合(%)	7.3	31.2	34.3	8.8	6.5	1.6	0.3
その他	人数	717	359	483	259	284	193	147
	割合(%)	24.5	12.3	16.5	8.9	9.7	6.6	5.0
合計	人数	1,539	3,313	4,004	1,479	1,476	1,275	1,330
	割合(%)	8.7	18.8	22.7	8.4	8.4	7.2	7.6

虐待者続柄		虐待者の年齢				合計
		80-84 歳	85-89 歳	90 歳以上	不明	
夫	人数	938	489	130	79	3,703
	割合(%)	25.3	13.2	3.5	2.1	100.0
妻	人数	156	60	5	40	980
	割合(%)	15.9	6.1	0.5	4.1	100.0
息子	人数	1	0	0	529	7,099
	割合(%)	0.0	0.0	0.0	7.5	100.0
娘	人数	1	0	0	286	2,906
	割合(%)	0.0	0.0	0.0	9.8	100.0
その他	人数	82	44	8	350	2,926
	割合(%)	2.8	1.5	0.3	12.0	100.0

合計	人数	1,178	593	143	1,284	17,614
	割合(%)	6.7	3.4	0.8	7.3	100.0

(注)「その他」は、息子の配偶者(嫁)、娘の配偶者(婿)、兄弟姉妹、孫、その他、不明の合計。

(3) 市町村における高齢者虐待防止対応のための体制整備等と相談・通報件数及び虐待判断件数との関係

①取組項目分類

14 項目の取組項目について、関連性の高い3グループに分類。

表 74 取組項目の分類

グループ	取組項目
体制・施策強化	虐待を行った養護者に対する相談、指導または助言 成年後見制度の市区町村長申立が円滑にできるように役所・役場内の体制強化 セルフネグレクト状態にある高齢者の権利利益の養護を図るための早期発見の取組や相談等 老人福祉法の規定による措置を採るために必要な居室確保のための関係機関との調整 高齢者虐待の対応の窓口となる部局の住民への周知(調査対象年度中) 独自の高齢者虐待対応のマニュアル、業務指針、対応フロー図等の作成 法に定める警察署長に対する援助要請等に関する警察署担当者との協議 高齢者虐待について、講演会や市町村広報誌等による、住民への啓発活動 地域包括支援センター等の関係者へ的高齢者虐待に関する研修
ネットワーク	介護保険サービス事業者等からなる「保健医療福祉サービス介入支援ネットワーク」の構築への取組 行政機関、法律関係者、医療機関等からなる「関係専門機関介入支援ネットワーク」の構築への取組 民生委員、住民、社会福祉協議会等からなる「早期発見・見守りネットワーク」の構築への取組
周知・啓発・教育	居宅介護サービス事業者に法について周知 介護保険施設に法について周知

②取組状況による市町村の分類

①で分類した類似の取組項目の 3 グループごとに、その取組項目が行われている数の平均以上または平均以下の組合せにより、次の 8 つのグループに分類した。

G1: 取組項目の 3 グループのすべてが平均以下のグループ

G2: 取組項目の 3 グループのうち、「体制・施策強化」、「ネットワーク」が平均以下で、「周知・啓発・教育」が平均以上のグループ

G3: 取組項目の 3 グループのうち、「体制・施策強化」、「周知・啓発・教育」が平均以下で、「ネットワーク」が平均以上のグループ

G4: 取組項目の 3 グループのうち、「体制・施策強化」が平均以下で、「ネットワーク」、「周知・啓発・教育」が平均以上のグループ

G5: 取組項目の 3 グループのうち、「体制・施策強化」が平均以上で、「ネットワーク」、「周知・啓発・教育」が平均以下のグループ

G6: 取組項目の 3 グループのうち、「体制・施策強化」、「周知・啓発・教育」が平均以上で、「ネットワーク」が平均以下のグループ

G7: 取組項目の 3 グループのうち、「体制・施策強化」、「ネットワーク」が平均以上で、「周知・啓発・教育」が平均以下のグループ

G8: 取組項目の 3 グループのすべてが平均以上のグループ

表 75 取組状況による市町村分類

取組状況による市町村分類	市町村数	構成比(%)	因子ごとの取組数			市町村の概況		
			体制・施策強化	ネットワーク	周知・啓発・教育	人口(平均値)	高齢化率(平均値)(%)	地域包括あたり高齢者人口(平均値)
G1(すべて平均以下)	377	21.7	▼	▼	▼	23,620.7 人	33.9	5,004.7 人
G2	124	7.1	▼	▼	△	28,423.4 人	34.6	5,510.6 人
G3	112	6.4	▼	△	▼	18,884.1 人	34.1	4,685.7 人
G4	80	4.6	▼	△	△	32,395.3 人	32.6	5,196.2 人
G5	113	6.5	△	▼	▼	58,449.1 人	30.8	8,137.6 人
G6	204	11.7	△	▼	△	112,593.1 人	29.7	8,452.7 人
G7	139	8.0	△	△	▼	66,501.3 人	30.0	7,566.2 人
G8(すべて平均以上)	592	34.0	△	△	△	121,324.0 人	30.5	9,022.6 人

(注) △はグループの取組項目が市町村全体の平均以上、▼はグループの取組項目が市町村全体の平均以下をさす。

③取組の 8 グループと相談・通報件数の関係

取組の 8 グループごとに、高齢者人口比当たりの相談・通報件数がなし、件数中央値未満、件数中央値以上の関係を分析。

表 76 8 グループにおける相談・通報件数の状況

取組状況による市町村分類		相談・通報件数の分布			合計
		通報なし	通報あり・件数中央値未満	通報あり・件数中央値以上	
G1	市町村数	133	117	127	377
	割合(%)	35.3	31.0	33.7	100.0
G2	市町村数	52	32	40	124
	割合(%)	41.9	25.8	32.3	100.0
G3	市町村数	48	25	39	112
	割合(%)	42.9	22.3	34.8	100.0
G4	市町村数	33	20	27	80
	割合(%)	41.3	25.0	33.8	100.0
G5	市町村数	9	43	61	113
	割合(%)	8.0	38.1	54.0	100.0
G6	市町村数	25	65	114	204
	割合(%)	12.3	31.9	55.9	100.0
G7	市町村数	13	40	86	139
	割合(%)	9.4	28.8	61.9	100.0
G8	市町村数	51	165	376	592
	割合(%)	8.6	27.9	63.5	100.0
合計	市町村数	364	507	870	1,741
	割合(%)	20.9	29.1	50.0	100.0

④取組の 8 グループと虐待判断件数の関係

取組の 8 グループごとに、高齢者人口比当たりの虐待判断件数がなし、件数中央値未満、件数中央値以上の関係を分析

表 77 8 グループにおける虐待判断件数の状況

取組状況による 市町村分類		虐待判断件数の分布			合計
		虐待なし	虐待あり・件数 中央値未満	虐待あり・件数中 央値以上	
G1	市町村数	175	77	125	377
	割合(%)	46.4	20.4	33.2	100.0
G2	市町村数	62	21	41	124
	割合(%)	50.0	16.9	33.1	100.0
G3	市町村数	59	18	35	112
	割合(%)	52.7	16.1	31.3	100.0
G4	市町村数	37	18	25	80
	割合(%)	46.3	22.5	31.3	100.0
G5	市町村数	20	33	60	113
	割合(%)	17.7	29.2	53.1	100.0
G6	市町村数	40	45	119	204
	割合(%)	19.6	22.1	58.3	100.0
G7	市町村数	23	33	83	139
	割合(%)	16.5	23.7	59.7	100.0
G8	市町村数	85	125	382	592
	割合(%)	14.4	21.1	64.5	100.0
合計	市町村数	501	370	870	1,741
	割合(%)	28.8	21.3	50.0	100.0